

始良市公告第29号

始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務について、公募型プロポーザル方式による手続きを開始するので公告する。

令和4年9月5日

始良市長 湯元 敏浩

1 業務の概要

(1) 業務の名称

始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務概要

本市では、令和2年11月6日付け地域再生計画「始良市まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づき、地方再生応援税制を活用した寄附の受け入れを行っている。

本業務は、「始良市まち・ひと・しごと創生推進計画」の事業を行うにあたり、事業者独自の取り組みを活かし、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

(3) 業務内容

別紙「始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

(5) 上限額

本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税別、成果報酬型）

2 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次により参加申込書等を提出すること。必要に応じて本市より証明書等の確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。

3 事務局

〒899-5294 鹿児島県始良市加治木町本町 253 番地
始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係
電話番号 0995-66-3145（直通） FAX 番号 0995-65-6964
メールアドレス kigyo@city.aira.lg.jp

4 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 間 等
プロポーザル開始の公告	令和4年9月5日（月）
質問書提出期限	令和4年9月14日（水）正午
質問に対する回答公表	令和4年9月16日（金）午後5時から
参加申込書の提出期限	令和4年9月22日（木）午後5時まで
参加辞退届の提出期限	令和4年9月28日（水）午後5時まで
書類審査	令和4年10月13日（木）（予定）
審査結果通知	令和4年10月中旬
契約締結	令和4年10月下旬

※その他詳細は「始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。